

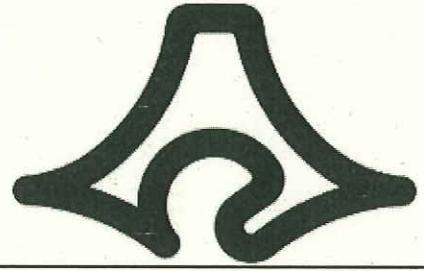
訂正

件数の訂正
(訂正箇所: 4箇所)

11/8

14=00

提供日 2024/07/31
タイトル 令和5年度「障害者差別解消相談窓口」の相談状況
担当 健康福祉部 障害者支援局障害者政策課
連絡先 障害者政策班
TEL 054-221-3599



令和5年度「障害者差別解消相談窓口」の相談状況について

(要旨)

令和5年度に、県及び市町、県専門相談窓口が対応した「障害を理由とする差別に関する相談件数」は、前年度より10件少ない41件であった。

誤 74 115 ▲16 ▲26

※その他の部分について、訂正は、ありません。

1 相談件数

正 73 114 ▲17 ▲27

令和5年度の相談件数は41件で、前年度と比較して10件減少した。

(単位:件)

年度	障害を理由とする差別に関する相談				その他	合計
	県専門 相談窓口	県	市町	計		
H28		20	56	76	27	103
H29	21	27	42	90	112	202
H30	31	22	21	74	110	184
R元	12	11	24	47	102	149
R2	21	8	15	44	84	128
R3	18	6	13	37	85	122
R4	7	2	42	51	90	141
R5	8	0	33	41	73-74	114 115
R5-R4	1	▲2	▲9	▲10	▲17 ▲16	▲27 ▲26

※その他は、障害福祉サービスや日常の困りごとに関する相談など

※平成28年4月の障害者差別解消法施行にあわせて、県及び市町に障害を理由とする差別に関する相談窓口を設置。

※平成29年4月に施行した「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、同年6月から、一般社団法人静岡県社会福祉士会に運営を委託し、より専門性の高い専任の相談員を配置した「県専門相談窓口」を開設。

2 分野

「交通機関の利用」に関する相談が最も多く、次いで「商品販売・サービス提供」に関するものが多かった。

(単位:件)

分野	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	計
福祉サービス	0	1	1
医療	1	3	4
商品販売・サービス提供	4	6	10
労働及び雇用	1	0	1
教育	2	0	2
建築物の利用	1	0	1

交通機関の利用	9	2	11
行政	4	1	5
その他	3	3	6
計	25	16	41

※「不当な差別的取り扱い」とは…障害を理由として、サービスの提供や入店などを拒否すること

※「合理的配慮の不提供」とは…過重な負担を伴わない範囲で、障害のある人の求めに応じて、案内表示等の物理的環境への配慮や会議等での意思疎通の配慮などの「合理的配慮」を提供しないこと

3 相談者

本人及び家族からの相談が全体の約9.5割を占めた。

相談者	件数	比率
本人	32	78.1%
家族	7	17.1%
福祉団体・事業所	0	0%
企業	0	0%
行政	1	2.4%
その他	1	2.4%
計	41	100%

4 受付方法

電話やメールによる相談が全体の約7.5割を占めた。

受付方法	件数	比率
電話、メール	31	75.6%
来庁	8	19.5%
その他	2	4.9%
計	41	100%

5 相談への対応

事実確認や対象事業者等との調整、相談者への助言など、窓口職員が解決に向けた働きかけを行っているほか、相談後に改めて市民や対象事業者等に対してチラシを配布するなど、啓発活動も実施している。

相談への対応内容	件数	比率
事実確認、対象事業者等との調整	16	39%
相談者への助言	2	4.9%
担当部署、窓口等紹介	6	14.7%
差別解消法等趣旨説明、資料提供	1	2.4%
傾聴のみ	14	34.1%
その他(支援機関と情報共有等)	2	4.9%
計	41	100%

<参考>相談窓口について

○県専門相談窓口(静岡県総合社会福祉会館4階)

・相談日時:火・水・金 10:00~16:00

・電話番号:054-252-9800

・FAX番号:054-252-0016

・E-MAIL:soudan-csw@yr.tnc.ne.jp

○県及び各市町の障害者差別解消に関する相談窓口一覧は、県ホームページに掲載
<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/kyoseishakai/1002995/1023617.html>